



切れ目のない一貫した支援体制の構築 ～フォローアップの視点から～

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 近藤 修史

令和8年度概算要求額 1億円（－）【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の状態や発達の評価等を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ①健診医が確保できない
 - ②医師以外の専門職が確保できない
 - ③健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難
 といった課題が挙げられた。
- そのため、各自治体において、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をし、各健診の全国での実施を目指す。また、都道府県による医師確保のための大学病院への働きかけや技術的助言等を通じて、自治体における健診実施体制の構築を促進する。

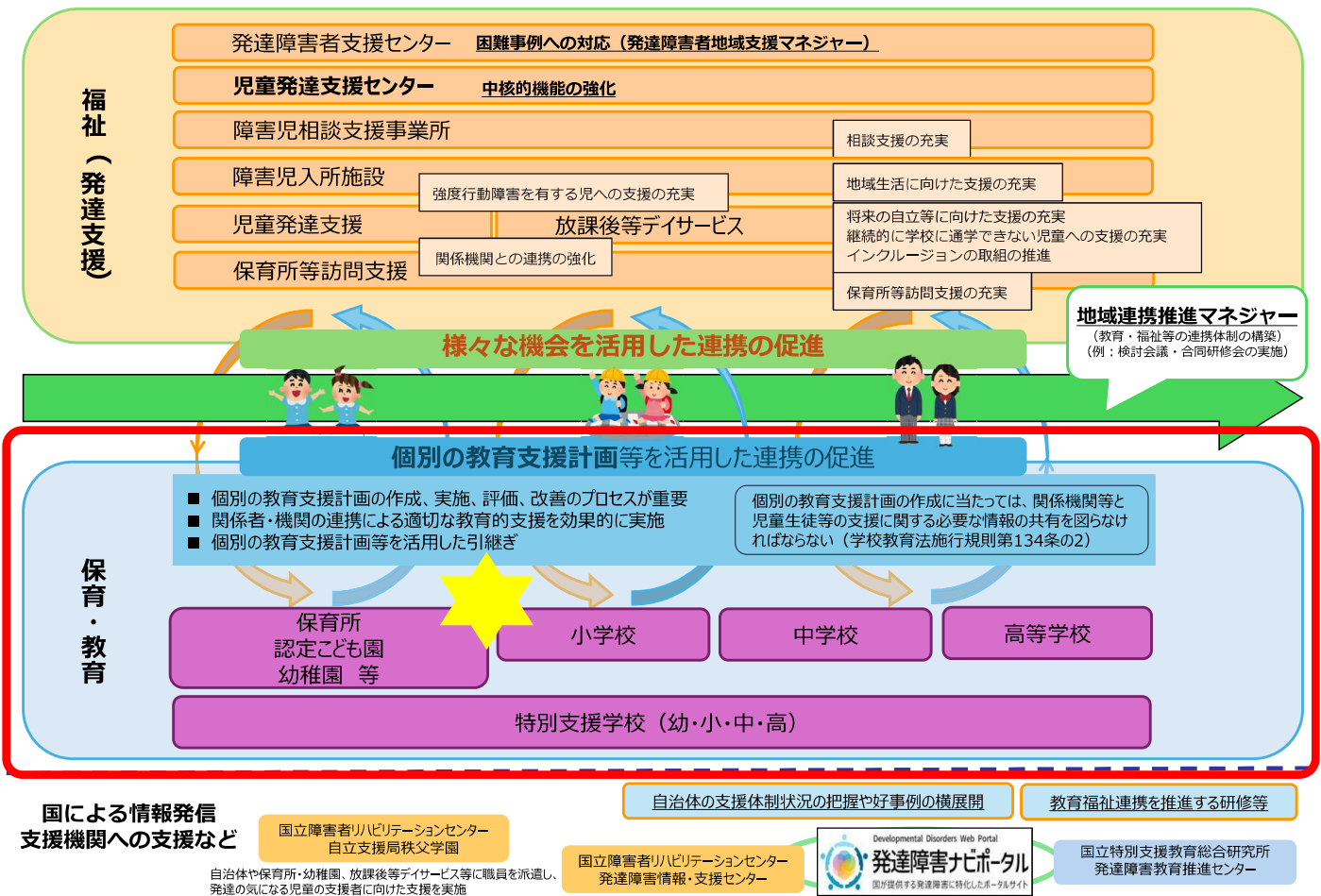
事業の概要

- 都道府県事業
 - (1) 関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
(3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
 - (2) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
- 市町村事業 (※3～6か月児、9～11か月児健診の支援については、未実施自治体のスタートアップ支援とする)
 - (3) 健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助 (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)
 - (4) 各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、5歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用 (保健師・心理士等の医療従事者・教育関係者が対象) (3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診)

実施主体等

- | | | | |
|---------|---|-------|-------|
| 【実施主体】 | (1) (2) 都道府県 (3) (4) 市町村 | 【補助率】 | 1/2 |
| 【補助基準額】 | (1) 1都道府県あたり 1,722千円 (2) (3) 1都道府県あたり・1市町村あたり | | 884千円 |
| | (4) 1市町村あたり | | 293千円 |

(詳細)「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

対象：通常の学級の担任

※最新版はこちらから直接ダウンロードできます。
https://www.nise.go.jp/study/leaf_series/

特別支援教育リーフ Vol.35

インクルーシブな保育実践を
一緒に考えてみませんか

「インクルーシブな保育」とは

「インクルーシブな保育」に公的な定義はありません。人によっては「インクルーシブ保育」と言うこともあり、研究者によって色々な説明がなされていますが、「保育の場には、多様な子供がいることが自然」、「多様な子供を園として受け入れる」、「多様な子供がいるからこそ、豊かな環境が生み出される」、「多様な子供一人一人の自己発揮を目指す」ことなどは共通しています。

◆「インクルーシブな保育」とは、保育の場には、障害のある子供も含め、多様な個性や背景のある子供がいることが自然であると考え、そして、多様であること。さらには、一人一人の子供が安心して自己を発揮し、共に育ち合うこと、つまり「多様性」と「包摂性」を高める保育のことです。

◆保育者自身がその多様性に気づき、自らの価値観を広げることが、一人一人が大切にされる保育を実現するために重要です。

「インクルーシブな保育」を実現するための視点

多様な個性や背景のある子供がいることを前提に「インクルーシブな保育」を実現するには、保育をどのような視点から捉え直すかが重要です。

右の図は、「排除されている状態」から「包摂されている状態」へ至る二つの経路を示しています。実線で示した大きな丸は「既存の保育」、小さい丸は「子供」を表しています。

「排除されている状態」では、子供(小さい丸)が枠の外側に置かれています。包

＜保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等との連携＞

就学前の情報が教育委員会や小学校等に申し送られることで、こどもの就学後の生活への適応が円滑に進むことが期待される。保護者の同意が得られた上で、就学後のこどもの姿や様子を、小学校等から保健師や保育所等へのフィードバックをすることで、保育所等において、今、関わっているこどもへの支援にも活かされる可能性があり、就学後のこどもの困りを予防することにつながる。

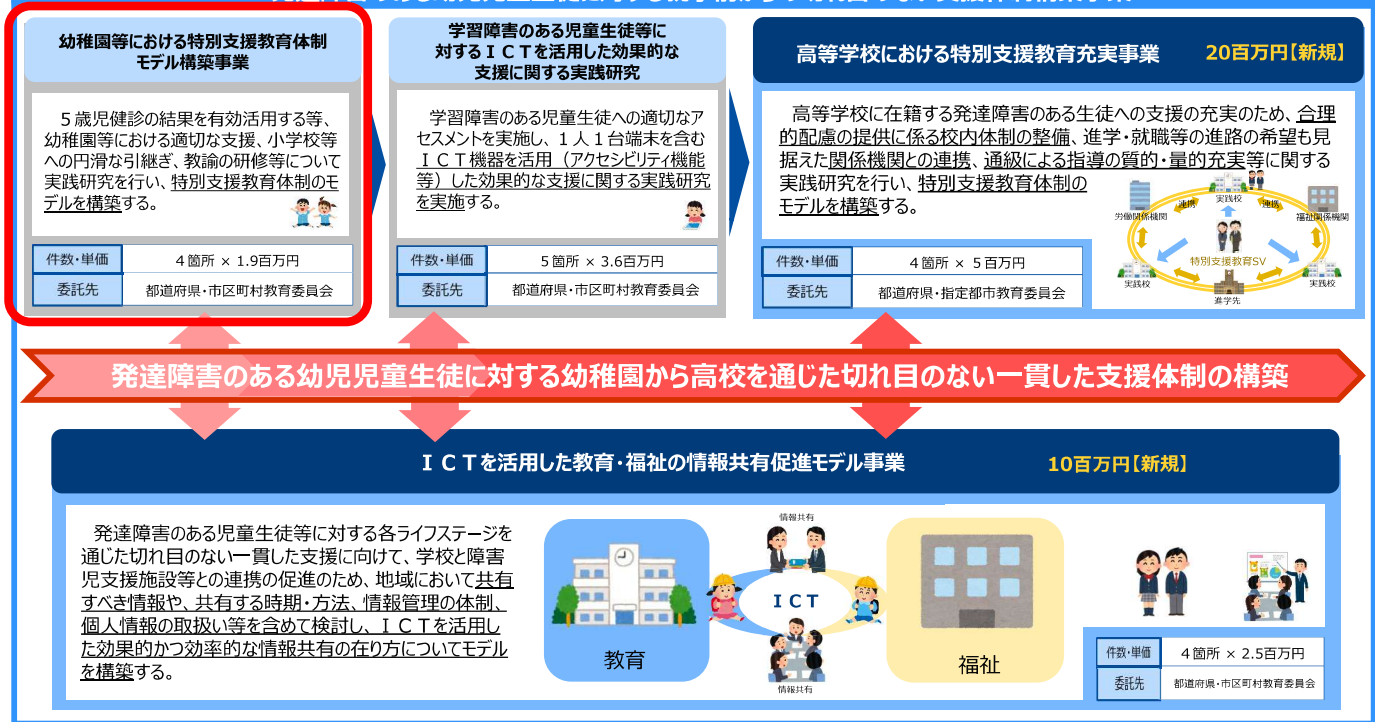
【5歳児健康診査マニュアル(改訂版)より】



背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築や、高等学校における通級指導等の充実等が求められている。

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業



□ 教育部門と協力して整備しておくことが望ましい事項

- ・連携の土台となる「共通言語」を形成すること
- ・診断ではなく、支援につなぐ視点を明確にしておくこと
- ・共有システム（共通様式）を構築しておくこと
 - ※フォローアップの流れをフロー図などで共有する（役割分担の明確化）
- ・就学後を見据えた接続の準備を検討しておくこと
- ・定期的な連携の場を設けること

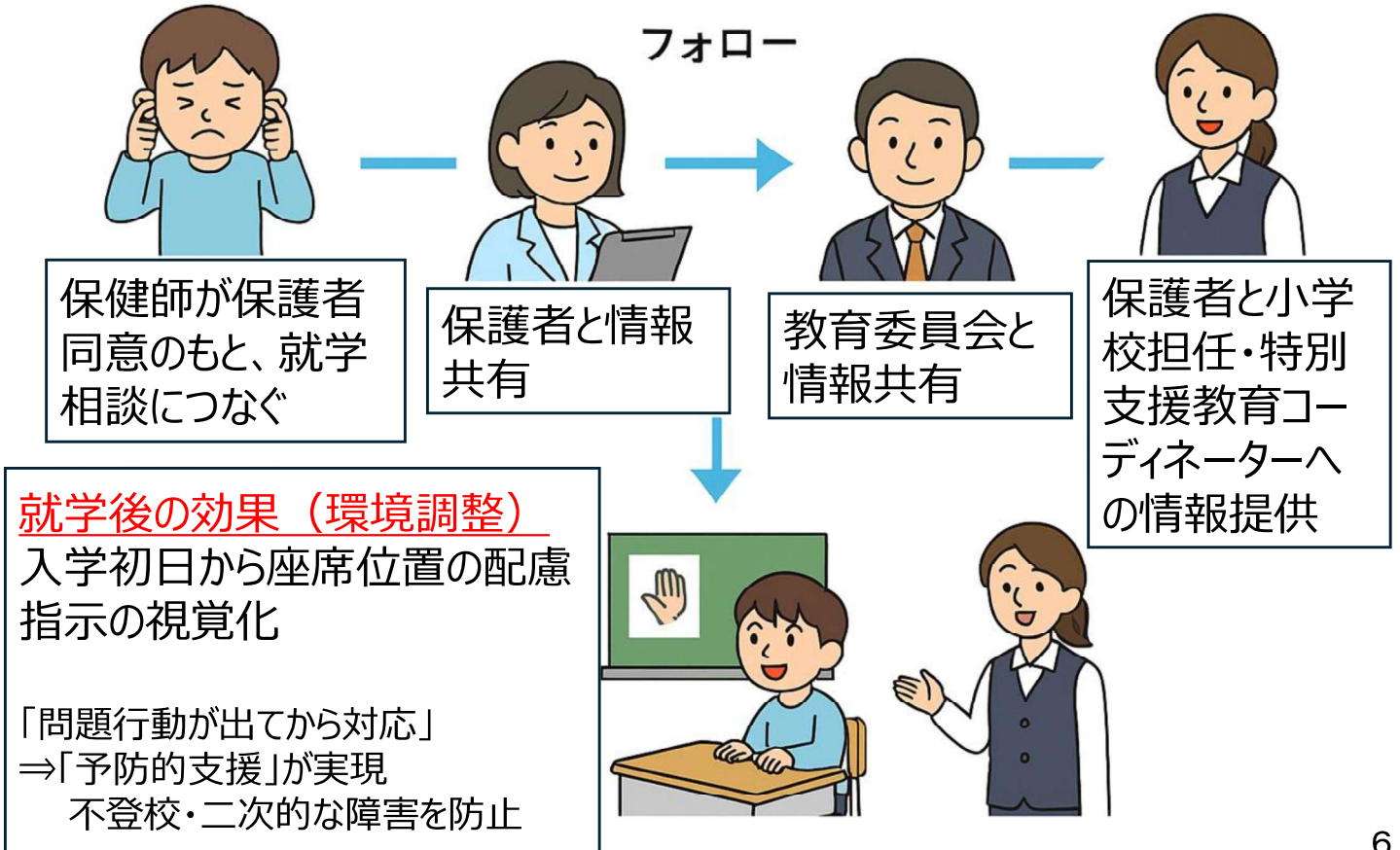
□ 教育部門と協働するためのポイント（調整方法等）

- ・5歳児検診の意義の共有
 - ※就学・集団生活に向けた困り感の早期把握と支援につなぐスクリーニング
 - ※就学前からの情報⇒就学相談・合理的配慮の準備につながる
- ・「点」ではなく「線」、「面」で支える連携、調整役の存在

よく聞かれる声

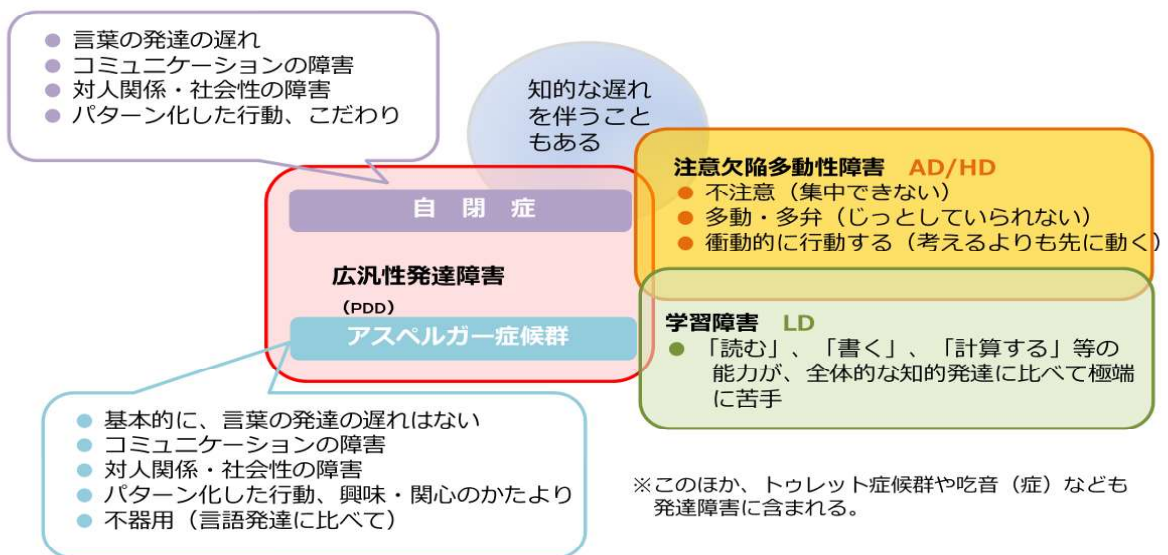
課題	対応策
・教育側の関心	例) 就学後の支援が円滑になった好事例の共有
・情報共有の在り方	例) 支援ポイントの明確化、可変部分を残す
・保護者の不安	例) レッテル貼りではないことを丁寧に説明

5歳児検診で集団指示が通りにくい「音刺激」への過敏さが把握される



小学校での気になる子供、適応困難になる子供の特徴 （通常の学級の担任の視点から） 幼児期に留意しておく事項

代表的な発達障害



※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）なども発達障害に含まれる。

（参考）発達障害に関連して使われることのある用語
 ・強度行動障害：激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
 ・高機能：知的な遅れを伴わないこと。
 ・自閉症スペクトラム障害(ASD)：広汎性発達障害(PDD)とほぼ同義。
 ・発達凸凹(でこぼこ)：発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、表現するもの。

発達障害とは～障害のある子供の教育支援の手引より～

学習障害

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

自閉症

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。

<学校生活・学習場面で見られる様子の一例>

【学習障害】

- ・理解力はあるようなのに、学習に取り組もうとする姿が見られない
- ・音読がたどたどしい
- ・宿題をやろうとしない
- ・テストが時間内に終わらない

【注意欠陥多動性障害】

- ・理解はできているが、課題を最後までやり遂げられない（注）
- ・ぼーっとしているように見える（注）
- ・準備物がそろわない（注）
- ・じっとできず離席する（多）
- ・順番を待つことが難しい（衝）

【自閉症】

- ・人間関係を築くことが難しい（社）
- ・暗黙のルールがわかりにくい（社）
- ・同年齢の子どもと波長が合いにくい（社）
- ・独特の話し方をする（コ）
- ・一方的に話す（コ）
- ・意思表示が苦手（コ）
- ・パターン化した行動をする（想）
- ・急な予定変更が苦手である（想）
- ・こだわりが強い（想）
- ・興味のあることについては知識が豊富である（想）

・本人の努力不足や家庭環境等が原因となるものではない。

・同じ診断名でも、児童生徒の状態の現れ方は一人一人違う。

「主体的・対話的で深い学び」の実現を通じた

自らの人生を舵取りする力と 民主的で持続可能な社会の創り手 育成 (今後の検討イメージ)

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)

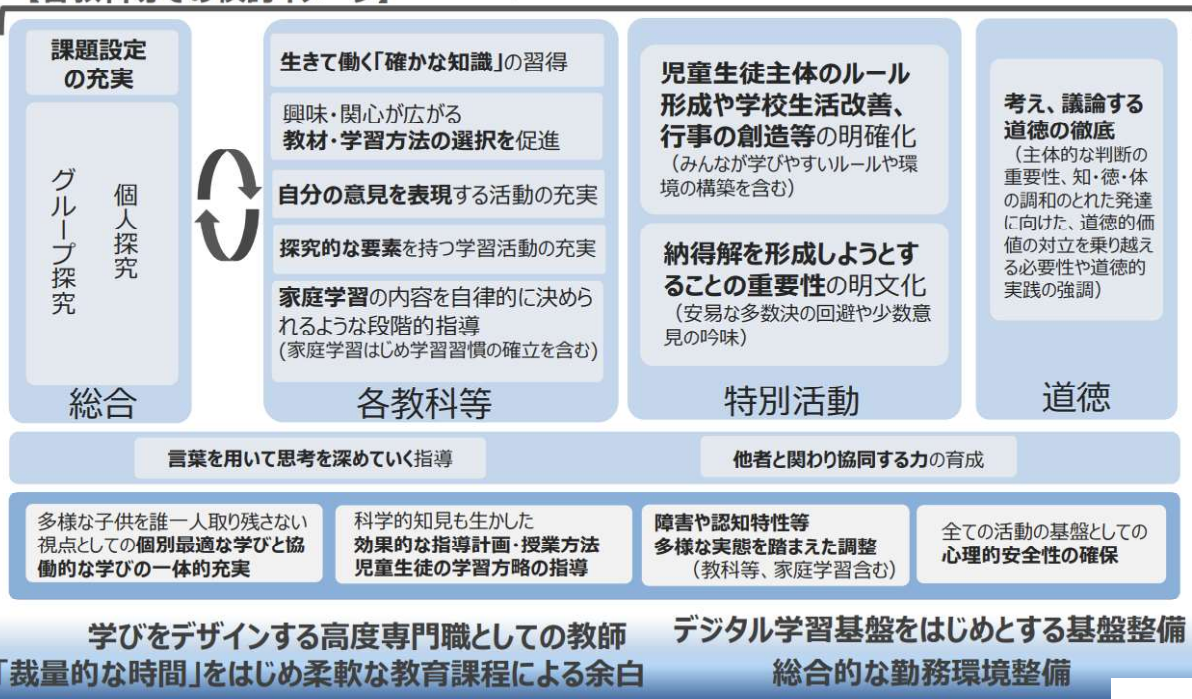
当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる



【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした
主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼



※本イメージ図は、自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手育成という今後の検討の一部を資料化したものであり、学習指導要領の改訂に関わる全ての要素を網羅する性質のものではない

障害のある乳幼児への指導・支援の充実に向けた論点 (案)

令和8年2月5日
幼児教育WG
資料1

1. 基礎的環境整備の充実と合理的配慮の提供に関する方向性

- 文部科学省・厚生労働省・内閣府（現在の担当はこども家庭庁）においては、令和5年3月に、合理的配慮の提供も含め、障害のある乳幼児等への指導に当たっての基本的な考え方や具体的な事例を解説した資料「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」[【参考資料①】](#)を作成したところ。また、様々な研修動画等 [【参考資料②】](#) を作成・HPに掲載している。各自治体・幼児教育施設が、研修で活用したり指導の充実の参考にしたりしやすくなるよう、一覧性のある分かりやすい情報提供・周知を図るべきではないか。

- 今後、本資料・研修動画等も参考に、各幼児教育施設が障害のある乳幼児への指導の充実を図るに当たっては、「基礎的環境整備」の充実を促していくこと、また、「合理的配慮」の提供が確実に行われるよう、3要領・指針等において明示していくことが必要ではないか。

- その際、次のことに留意すべきではないか。
 - ✓ 指導内容や指導方法の工夫に加えて、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行うこと。
 - ✓ 幼児教育施設と本人・保護者の意見の違いが大きい場合があることも踏まえ、以下のような点を含め、合理的配慮の提供を進めるための考え方を分かりやすく示していくこと。
 - ・ 過重な負担の基本的な考え方（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用・負担の程度、施設規模や自治体の財政規模、といった観点）
 - ・ I C T等のデジタル環境 [資料1のP2](#)を含む基礎的環境整備との関係など

「基礎的環境整備」には、施設・設備の整備や人的支援等のハード面だけでなく、ソフト面の環境整備も含まれることから、幼児教育施設における「基礎的環境整備」の充実にあたっては、以下のような幼児教育の基本を大切にしているか、といった視点が重要。

- ★ **一人一人の発達特性（その子らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など）を理解し、その特性やその子が抱えている発達の課題※に応じた指導をすることは、幼児教育の基本**
※発達の課題…その時期の多くの幼児が示す発達の姿に合わせて設定されている課題のことではなく、一人一人の発達の姿を見つめることにより見出されるそれぞれの課題。
- ★ **集団の生活の中で、互いに影響し合うことを通して一人一人の発達が促されていくことから、障害のあるなしではなく、一人一人の発達の特性を生かした集団を作り出すことが大切**
- ★ **一人一人の興味・関心、思いや願いを大切に遊びが展開されるよう援助していくことが重要**

多
様
性
の
包
摂
に
つ
な
が
る

2. 園内体制の充実に関する方向性

- 園が有する幼児教育の専門性と地域の機関が有する障害等の専門性が相まって、一人一人の実態に応じた指導の充実が図られるよう、幼児教育センターによる支援や特別支援学校のセンター的機能の活用、児童発達支援センターを始めとする、医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携を一層促進すべきではないか。
- こうした地域の関係機関との連携促進を図りながら、いずれの施設類型の幼児教育施設においても、障害のある乳幼児に対する個別の支援計画や指導計画 [【補足イメージ②】](#) の作成や活用を一層推進するとともに、個別の支援計画に「合理的配慮」の内容を記載することにより、園内での共通理解と小学校への引継ぎを図ることが必要ではないか。

幼児期

令和〇〇年度 個別の教育支援計画
〔個別の指導計画〕

令和〇〇年〇月〇日記入

ふりがな 氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇	性別	〇	クラス (年齢)	うめ組 (4歳児)	記入者 (所属)	〇〇 〇〇 (担任)
------------	--------------------	----	---	-------------	--------------	-------------	---------------

(9月1日～12月21日)

実 態	ねらい	環境の構成と援助	評 価
<p>〇気に入った場所での遊びを繰り返すなど、やりたいことがはっきりしてきている。</p> <p>〇周りの子が使っているものに興味をもつようになり、ものの取り合いなどのトラブルが目立ってきた。</p>	<p>〇自分のやりたいことを十分に楽しみながら、友達の中にいる。</p>	<p>〇複数の同じものを用意し、一人での遊びを見守りながら、周りの子との関わりが生まれるようにする。</p>	<p>〇興味があるものを通して、同じ場で遊ぶ子のしていることや表情に目が向くようになってきた。</p>
<p>〇「夢った」「夢ってない」の言葉のやりとりで、すぐ遊びを楽しむなど、保育者との簡単なやりとり遊びに楽しさを感じている。</p>	<p>〇遊びや生活の中で、保育者とのやりとりを楽しむ。</p>	<p>〇興味のある質問を遊びと生活の中に取り入れ、言葉以外のやりとりも織り交ぜる。</p>	<p>〇スキップも交えたやりとりに楽しさを感じ、自分から言葉で保育者を誘ってることが増えた。</p>
<p>〇全体が次の活動になったタイミングで保育者が言葉かけをすることで、クラスの動きを見て活動の変化が分かるようになってきている。</p>	<p>〇全体の状況や雰囲気を感じながら、自分なりに考えて行動しようとする。</p>	<p>〇一人で遊びたがるお気に入りの場所から集団の様子がよく見えるようにする。</p> <p>〇興味のある活動を探り、それを全体の活動に取り入れる。</p>	<p>〇全体の活動を見ながら気持ちを切り替える時間があることで、安心して自分なりのペースで、興味のある活動に自分から参加するようになってきた。</p>

診断名等	・自閉症の診断（〇〇病院・令和〇年〇月）
教育的配慮	・特になし
支援体制	・定期通所している〇〇園と学期に1回ケース会議をもつ。 ・災害時の避難の際は、必ず保育者1名がそばにつくようにする。
施設・設備	・タームダウン時の場所を〇〇室にし、基本的に空けておく。

上記計画について確認しました。

令和〇〇年〇月〇日 保護者名（〇〇 〇〇）

〔出典〕幼児期の「個別の指導計画」を作ろう（パンフレット）

令和〇〇年度 個別の教育支援計画
〔支援機関一覧〕

令和〇〇年〇月〇日記入

姓 氏名 (性)	〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (〇)	生年月日	平成〇〇年〇月〇日	職名	〇〇〇〇課 (〇歳児)
保護者氏名	〇〇 〇〇	住 所	〒000-0000 〇〇市 〇〇町 〇〇番地	電話	000-000-0000
入 園 前			在 園 時		
支援窓口	〇〇市 健康課	〇〇市 保育課 学校教育課			
母子保健	1歳6か月児健康診査 (〇〇市保健センター) 3歳児健康診査 (〇〇市保健センター)	5歳児健康診査 (〇〇幼稚園)			
医療・福祉	〇〇病院 (小児科) 担当: 〇〇〇〇 〇〇市保健センター 発達相談 (〇歳〇月～1歳10月)	〇〇病院 (小児科) 担当: 〇〇〇〇 児童発達支援 (〇歳～1歳10月) (〇〇〇〇)			
教育・保育	〇〇保育所 (〇歳〇か月入所) 担当 1歳児: 〇〇〇〇 2歳児: 〇〇〇〇	〇〇幼稚園 担任3歳児: 〇〇〇〇 4歳児: 〇〇〇〇 5歳児: 〇〇〇〇 〇〇特別支援学校 早期教育相談 (〇歳～1歳10月)			
家 庭	父、母	父、母			
地 域	図書館	図書館 親子〇〇教室			

〔出典〕幼児期の「個別の指導計画」等の参考様式
〔記入例〕「個別の教育支援計画」(支援機関)

「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」 令和5年3月文部科学省・厚生労働省・内閣府

参考資料①

〈目次〉

第1章 幼児教育の基本

1. 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育
2. 幼児期の特性と幼児教育

第2章 園における障害のある幼児などへの指導

第3章 障害のある幼児などへの指導における基本的な考え方

1. 障害のある幼児などの遊びや生活を支える合理的配慮
2. 合理的配慮を含む必要な支援を考えるために必要なアセスメント
3. 先生の基本的な姿勢
4. 障害の有無にかかわらず一人一人のよさを生かすクラス経営
5. 保護者との信頼関係を基盤とした子育ての支援

第4章 障害に関する基本的な理解と障害のある幼児などの困難さに応じた支援の手立ての考え方

1. 障害のある幼児などの困難さに応じつつ全体的な発達を促す支援の在り方
2. 視覚障害に関する基本的な理解と支援の手立て
3. 聴覚障害に関する基本的な理解と支援の手立て
4. 知的障害に関する基本的な理解と支援の手立て
5. 肢体不自由に関する基本的な理解と支援の手立て
6. 病弱・身体虚弱に関する基本的な理解と支援の手立て
7. 言語障害に関する基本的な理解と支援の手立て
8. 情緒障害に関する基本的な理解と支援の手立て
9. 自閉症などに関する基本的な理解と支援の手立て
10. 学習障害に関する基本的な理解と支援の手立て
11. 注意欠陥多動性障害に関する基本的な理解と支援の手立て

第5章 教育支援の体制整備

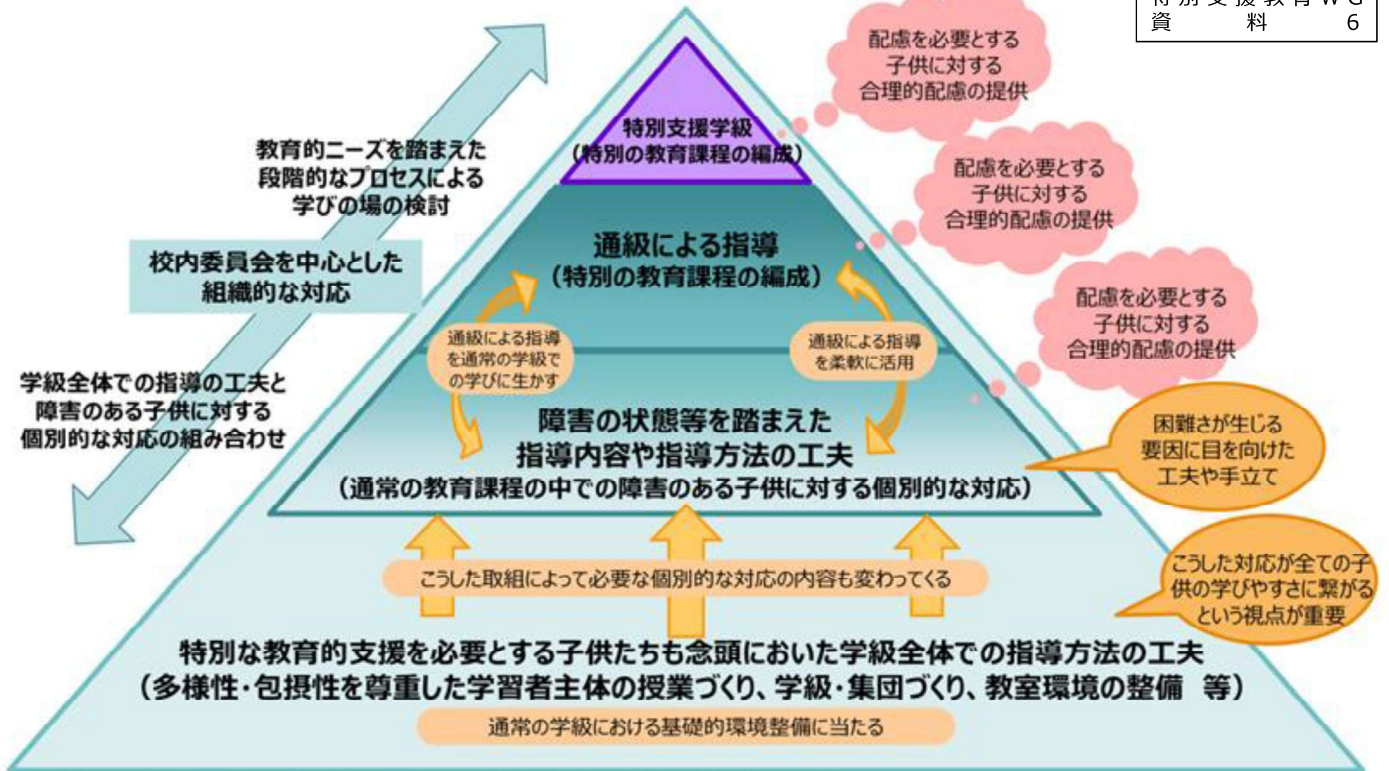
1. 体制整備の必要性
2. 個別の教育支援計画と個別の指導計画
3. 先生の理解推進と専門性の向上
4. 専門家を活用した園運営
5. 専門機関との連携
6. 保護者との連携
7. 小学校への円滑な接続

第6章 園における障害のある幼児などの支援の実際（実践事例）

※合理的配慮は、一人一人の障害の状態等や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、障害のある幼児などの興味や関心、遊びや生活の上での困難、健康状態等の実態把握を丁寧に行い、個別に決定・提供することが求められます。この点で、**〇〇障害には〇〇がよいといった、一律の合理的配慮を安易に検討・提供することは避けるべき**です。しかし、障害特性に応じて抱えることが多いと考えられる遊びや生活の上での困難さを知ることは、支援の内容を検討するときに参考となります。類似した困難さに対しては、類似した支援の内容が有効な可能性があります。このため、本資料では、第4章において、障害に関する基本的な理解と支援の手立ての詳細を記載しています。

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)

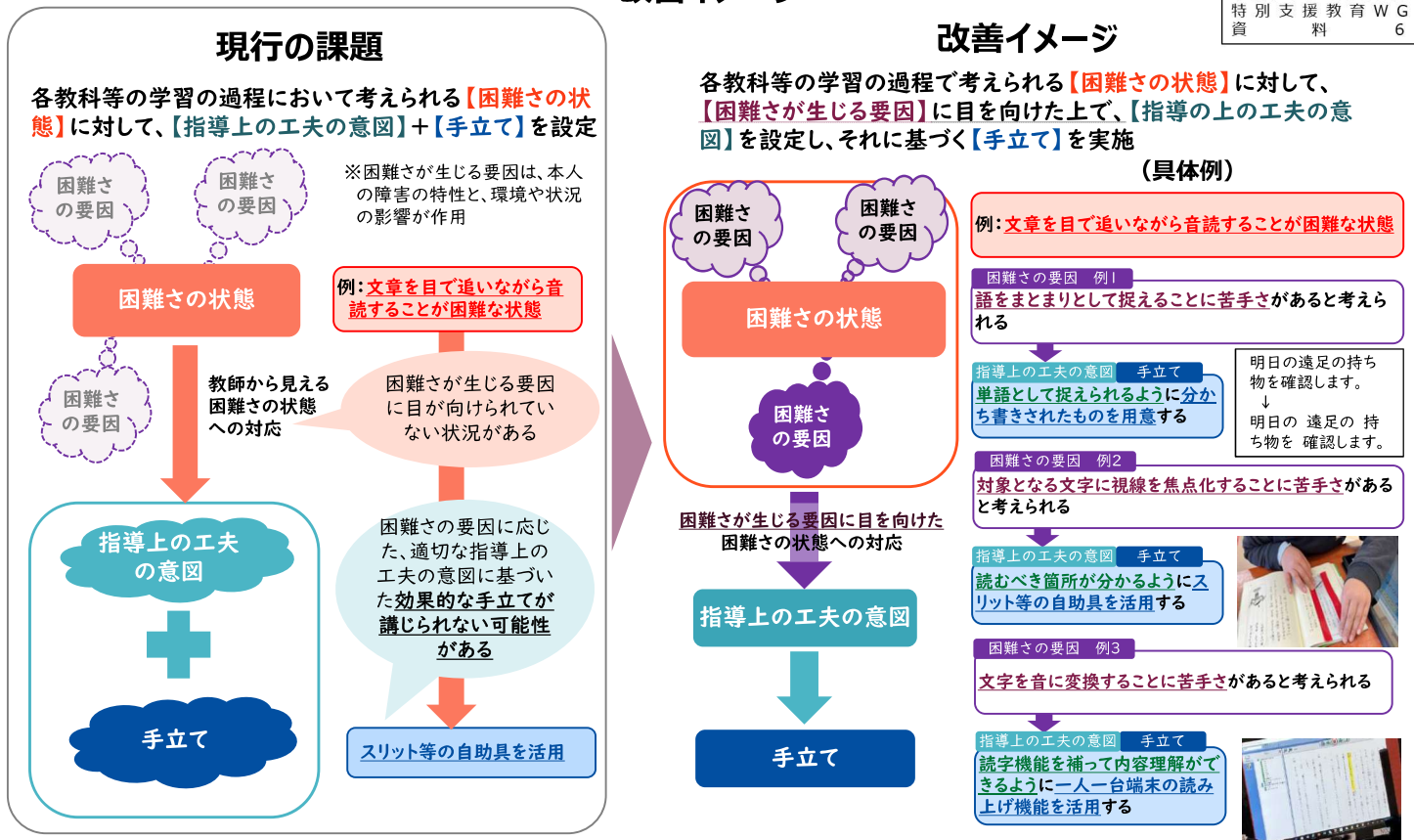
令和7年11月25日
特別支援教育WG
資料 6



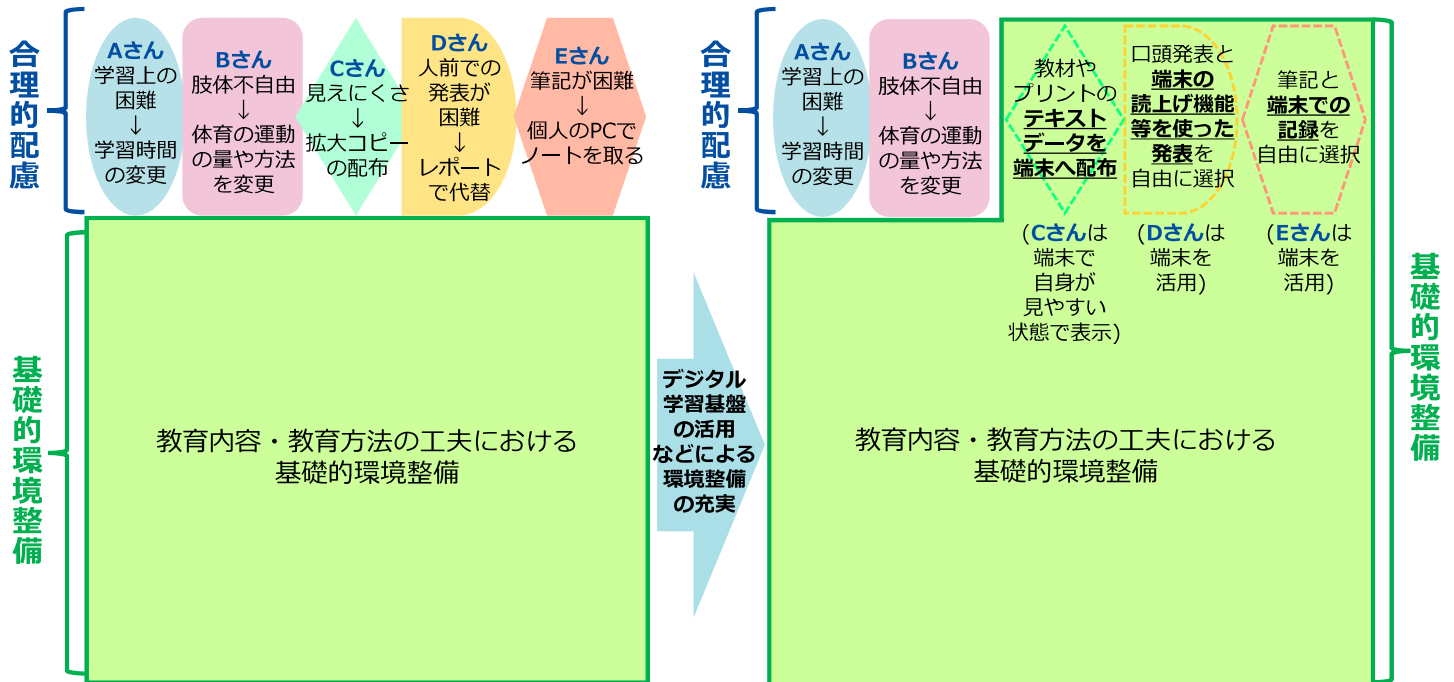
※特別支援学級の対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害
通級による指導の対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に関する改善イメージ

令和7年11月25日
特別支援教育WG
資料 6



従来、児童生徒への個別の合理的配慮として提供する必要があった支援の中には、1人1台端末などの活用によって誰でも選択可能な学習方法となり得るものもあり、デジタル学習基盤の活用は合理的配慮の前提となる基礎的環境整備の充実に、特に不可欠なものと考えられる。

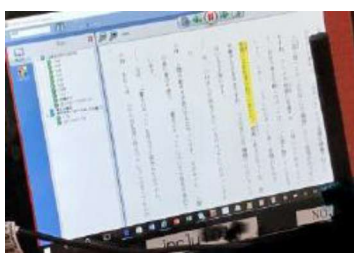


学びにくさや意思表示を支援するためにICT機器の活用が有効



発達障害の（学習上の困難がある）児童生徒に対しては、
✓教科指導における読みや書き、思考の整理などにおける困難を軽減・解消

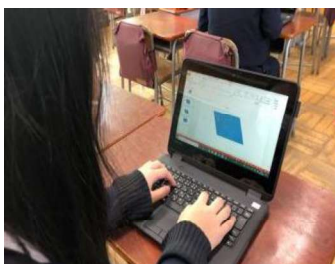
➤ 読み上げ機能や書き込み機能の活用



例) 文字を音（オン）に変換することが苦手だったり、時間がかかったりするため、文字を音読したり、黙読したりすることが苦手な児童生徒に対して、読み上げ機能の活用により内容理解の支援が可能

例) 音（オン）を文字に変換することが苦手だったり、時間がかかったりするため、文章を書いたりすることが苦手な児童生徒に対して、書き込み機能の活用により表出の支援が可能

➤ プレゼンテーションツールの活用



例) 文字や図形をバランスよく書くことが苦手だったり、思考をまとめて構成することに時間がかかったりする児童生徒に対して、書くことや内容理解の支援が可能

➤ 他にも様々な機能の活用が想定



- ・読み書き等の指導アプリ等をダウンロードして、授業中や休み時間、家庭等において活用
- ・図と地の見分けが付きにくい児童生徒に対して、文字や下地の色やフォント等の変更機能を活用

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(概要)



- ◆ 「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示。(令和5年12月28日改正)
- ◆ 各都道府県等宛に、対応指針改正に係る通知発出(令和6年1月17日付け文部科学省関係局長等連名)。

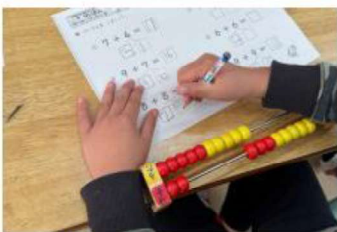


現行の対応指針(平成27年)	改定案のポイント
第1 趣旨 1 障害者差別解消法の制定の背景及び経緯 2 法の基本的な考え方 3 本指針の位置付け 4 留意点	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 令和3年6月の障害者差別解消法の改正法 等を追記
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 1 不当な差別的取扱い 2 合理的配慮	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者による合理的配慮の義務化や、合理的配慮と環境の整備との関係 等を追記
第3 関係事業者における相談体制の整備	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 相談対応の担当者 をあらかじめ定める等の 組織的な対応 等を追記
第4 関係事業者における研修・啓発	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者の内部規則やマニュアル等の点検 等を追記
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口	◆ 文部科学省内の相談窓口を更新
(別紙1) 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、以下を新設 4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例 (自由席のセミナーで視覚障害者から座席配置の配慮に関する申出があった場合に、「特別扱いはできない」という理由で一律に対応を断ること。) 5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例 (車椅子利用者が介助者と共にスポーツ観戦をする際、車椅子利用者の隣に介助者席を用意できなかった場合に可能な限り近接した席を用意すること。) 6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例 (エレベーターの設置など学校施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、教職員が、車椅子を利用する児童生徒の求めに応じて教室間の移動等の補助を行うこと。(合理的配慮の提供))
(別紙2) 分野別の留意点 学校教育分野 1 総論 2 初等中等教育段階 3 高等教育段階 スポーツ・文化芸術分野	◆4として、 社会教育・生涯学習における合理的配慮に関する留意点や例 を新設

通級による指導を生かした通常の学級における支援の充実例

令和7年12月23日
特別支援教育WG
資料 3

通級による指導において、子供の困難さに対する手立てを提案して取り組み、通級による指導の担当教員と学級担任の連携によって、**通級による指導で取り組んだ手立てを通常の学級での学習に生かしていく校内体制を構築。**



数の概念理解が苦手
↓
20玉そろばんを活用し、数を正確に捉え、たし算・ひき算の概念を理解する



文章のどこを読めばいいか把握が難しい
↓
リーディングルーラーで読む部分を限定する



漢字を形として捉える傾向があり、新出漢字を覚えることが難しい
↓
新出漢字を部首やつくりに分けて考えるように支援し、書き取りだけでなく選択問題も導入



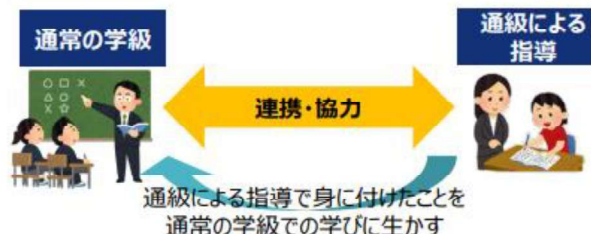
(事例提供：高知県香美市)

通級による指導の仕組み

通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施

【通級による指導に係る教職員定数の改善】
公立小・中学校における基礎定数化
(H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人)

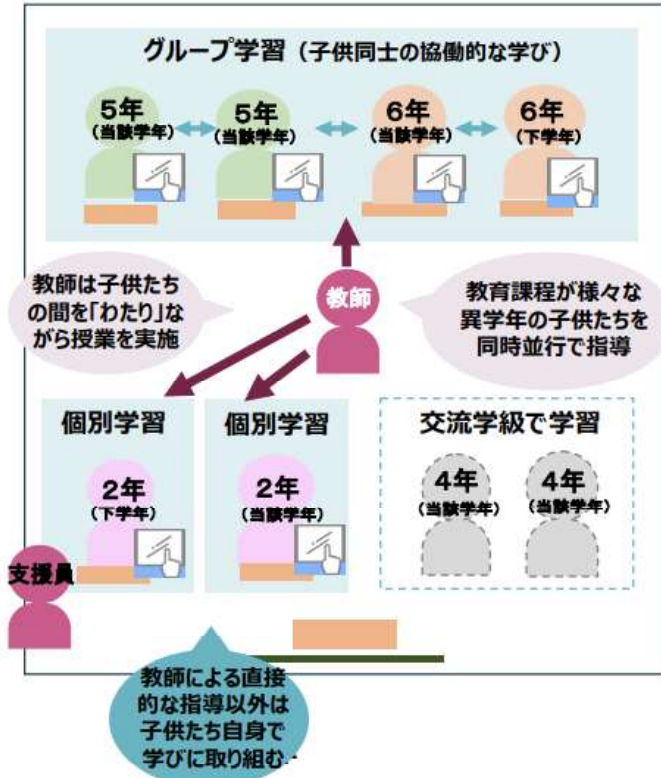
【通級による指導を受ける児童生徒数】
令和5年度実績 約20万3千人(小・中・高合計)



特別支援学級において期待される授業における学びのイメージ（一例）

令和7年12月23日
特別支援教育WG
資料 3

● これまでの特別支援学級における優れた実践を踏まえ作成したものであり、改訂と並行して優れた取組の普及を推進



- 個に応じた指導
- 学びの在り方
- 集団との関係
- 配慮や支援の在り方
- 学級経営と組織的対応

教師による直接的な指導と、子供たち自身の学びの適切な組み合わせ

教師は様々な学習形態の子供たちに対して、配慮や手立てを講じつつ、子供たちへの直接的な指導と子供たち自身の学びの時間を組み合わせながら授業を組立て

デジタル学習基盤を活用して子供自身が学びを調整

子供たち自身での学びの場面では、デジタル学習基盤を活用することで、障害の状態等や一人一人の学習の状況を踏まえた学習内容や教材、学習活動や学習課題を提供

特別支援学級内外の子供たちとの協働的な学びの実現

同じ特別支援学級の子供同士での協働的な学びを進めるとともに、通常の学級の子供たちとの交流を通じた協働的な学びも進め、周囲の子供たちと共に育つ中で成長

自立活動での指導を生かした配慮や手立ての実施、合理的配慮の提供

自立活動の時間の指導を生かした配慮や手立てを各教科等の授業の中でも講じるとともに、本人・保護者の意向を踏まえ必要な時には、学校側は過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を実施

学級経営の視点と組織的なアプローチ。負担感の解消

障害のある子供たちの心理的安全性を確保する場としての特別支援学級における学級経営の展開。学校全体での組織的なアプローチのための校内委員会による組織的な対応を行うとともに、各教科等の個別の指導計画について記載の重複感を解消し、子供に向き合う時間を確保

※上記のイメージの図は一例であり、例えば、異学年の子供たちが同一の題材を取り扱い学びを進めるような場面も考えられる

個別の教育支援計画の作成と活用

個別の教育支援計画の参考様式

【表形式】（本年度の具体的な支援内容等）（記入例）

氏名	性別	学年	障害の種類	特別支援学級の状況
山田太郎	男性	小学5年	知的障害	特別支援学級
学年・学期	学年・学期	学年・学期	学年・学期	学年・学期
小学5年 1学期	小学5年 1学期	小学5年 1学期	小学5年 1学期	小学5年 1学期
支援員	支援員	支援員	支援員	支援員
山田太郎	山田太郎	山田太郎	山田太郎	山田太郎
担当	担当	担当	担当	担当
山田太郎	山田太郎	山田太郎	山田太郎	山田太郎
目的	目的	目的	目的	目的
1. 読書活動の推進	1. 読書活動の推進	1. 読書活動の推進	1. 読書活動の推進	1. 読書活動の推進
2. 算数活動の推進	2. 算数活動の推進	2. 算数活動の推進	2. 算数活動の推進	2. 算数活動の推進
3. 社会活動の推進	3. 社会活動の推進	3. 社会活動の推進	3. 社会活動の推進	3. 社会活動の推進
4. 体育活動の推進	4. 体育活動の推進	4. 体育活動の推進	4. 体育活動の推進	4. 体育活動の推進
5. 芸術活動の推進	5. 芸術活動の推進	5. 芸術活動の推進	5. 芸術活動の推進	5. 芸術活動の推進
6. その他	6. その他	6. その他	6. その他	6. その他
7. その他	7. その他	7. その他	7. その他	7. その他
8. その他	8. その他	8. その他	8. その他	8. その他
9. その他	9. その他	9. その他	9. その他	9. その他
10. その他	10. その他	10. その他	10. その他	10. その他
11. その他	11. その他	11. その他	11. その他	11. その他
12. その他	12. その他	12. その他	12. その他	12. その他
13. その他	13. その他	13. その他	13. その他	13. その他
14. その他	14. その他	14. その他	14. その他	14. その他
15. その他	15. その他	15. その他	15. その他	15. その他
16. その他	16. その他	16. その他	16. その他	16. その他
17. その他	17. その他	17. その他	17. その他	17. その他
18. その他	18. その他	18. その他	18. その他	18. その他
19. その他	19. その他	19. その他	19. その他	19. その他
20. その他	20. その他	20. その他	20. その他	20. その他
21. その他	21. その他	21. その他	21. その他	21. その他
22. その他	22. その他	22. その他	22. その他	22. その他
23. その他	23. その他	23. その他	23. その他	23. その他
24. その他	24. その他	24. その他	24. その他	24. その他
25. その他	25. その他	25. その他	25. その他	25. その他
26. その他	26. その他	26. その他	26. その他	26. その他
27. その他	27. その他	27. その他	27. その他	27. その他
28. その他	28. その他	28. その他	28. その他	28. その他
29. その他	29. その他	29. その他	29. その他	29. その他
30. その他	30. その他	30. その他	30. その他	30. その他
31. その他	31. その他	31. その他	31. その他	31. その他
32. その他	32. その他	32. その他	32. その他	32. その他
33. その他	33. その他	33. その他	33. その他	33. その他
34. その他	34. その他	34. その他	34. その他	34. その他
35. その他	35. その他	35. その他	35. その他	35. その他
36. その他	36. その他	36. その他	36. その他	36. その他
37. その他	37. その他	37. その他	37. その他	37. その他
38. その他	38. その他	38. その他	38. その他	38. その他
39. その他	39. その他	39. その他	39. その他	39. その他
40. その他	40. その他	40. その他	40. その他	40. その他
41. その他	41. その他	41. その他	41. その他	41. その他
42. その他	42. その他	42. その他	42. その他	42. その他
43. その他	43. その他	43. その他	43. その他	43. その他
44. その他	44. その他	44. その他	44. その他	44. その他
45. その他	45. その他	45. その他	45. その他	45. その他
46. その他	46. その他	46. その他	46. その他	46. その他
47. その他	47. その他	47. その他	47. その他	47. その他
48. その他	48. その他	48. その他	48. その他	48. その他
49. その他	49. その他	49. その他	49. その他	49. その他
50. その他	50. その他	50. その他	50. その他	50. その他
51. その他	51. その他	51. その他	51. その他	51. その他
52. その他	52. その他	52. その他	52. その他	52. その他
53. その他	53. その他	53. その他	53. その他	53. その他
54. その他	54. その他	54. その他	54. その他	54. その他
55. その他	55. その他	55. その他	55. その他	55. その他
56. その他	56. その他	56. その他	56. その他	56. その他
57. その他	57. その他	57. その他	57. その他	57. その他
58. その他	58. その他	58. その他	58. その他	58. その他
59. その他	59. その他	59. その他	59. その他	59. その他
60. その他	60. その他	60. その他	60. その他	60. その他
61. その他	61. その他	61. その他	61. その他	61. その他
62. その他	62. その他	62. その他	62. その他	62. その他
63. その他	63. その他	63. その他	63. その他	63. その他
64. その他	64. その他	64. その他	64. その他	64. その他
65. その他	65. その他	65. その他	65. その他	65. その他
66. その他	66. その他	66. その他	66. その他	66. その他
67. その他	67. その他	67. その他	67. その他	67. その他
68. その他	68. その他	68. その他	68. その他	68. その他
69. その他	69. その他	69. その他	69. その他	69. その他
70. その他	70. その他	70. その他	70. その他	70. その他
71. その他	71. その他	71. その他	71. その他	71. その他
72. その他	72. その他	72. その他	72. その他	72. その他
73. その他	73. その他	73. その他	73. その他	73. その他
74. その他	74. その他	74. その他	74. その他	74. その他
75. その他	75. その他	75. その他	75. その他	75. その他
76. その他	76. その他	76. その他	76. その他	76. その他
77. その他	77. その他	77. その他	77. その他	77. その他
78. その他	78. その他	78. その他	78. その他	78. その他
79. その他	79. その他	79. その他	79. その他	79. その他
80. その他	80. その他	80. その他	80. その他	80. その他
81. その他	81. その他	81. その他	81. その他	81. その他
82. その他	82. その他	82. その他	82. その他	82. その他
83. その他	83. その他	83. その他	83. その他	83. その他
84. その他	84. その他	84. その他	84. その他	84. その他
85. その他	85. その他	85. その他	85. その他	85. その他
86. その他	86. その他	86. その他	86. その他	86. その他
87. その他	87. その他	87. その他	87. その他	87. その他
88. その他	88. その他	88. その他	88. その他	88. その他
89. その他	89. その他	89. その他	89. その他	89. その他
90. その他	90. その他	90. その他	90. その他	90. その他
91. その他	91. その他	91. その他	91. その他	91. その他
92. その他	92. その他	92. その他	92. その他	92. その他
93. その他	93. その他	93. その他	93. その他	93. その他
94. その他	94. その他	94. その他	94. その他	94. その他
95. その他	95. その他	95. その他	95. その他	95. その他
96. その他	96. その他	96. その他	96. その他	96. その他
97. その他	97. その他	97. その他	97. その他	97. その他
98. その他	98. その他	98. その他	98. その他	98. その他
99. その他	99. その他	99. その他	99. その他	99. その他
100. その他	100. その他	100. その他	100. その他	100. その他

○「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の別表（3観点11項目）を参考に記入することも考えられます。その際、プルダウンに必要な「合理的配慮を含む支援の内容」についての観点や項目を選択したりする方法も考えられます。なお、別表（3観点11項目）を参考にする場合、それ以外の内容も考えられるため、プルダウンの選択肢など様式の作成には留意が必要です。

○「支援の目標」の達成に必要な支援の内容について、特に本人及び保護者と合意形成した「合理的配慮」が分かるように記入を工夫します。

○合理的配慮を含む支援の内容は、教科等横断的な視点から各教科等の指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として「個別の指導計画」に生かしていくことが重要です。

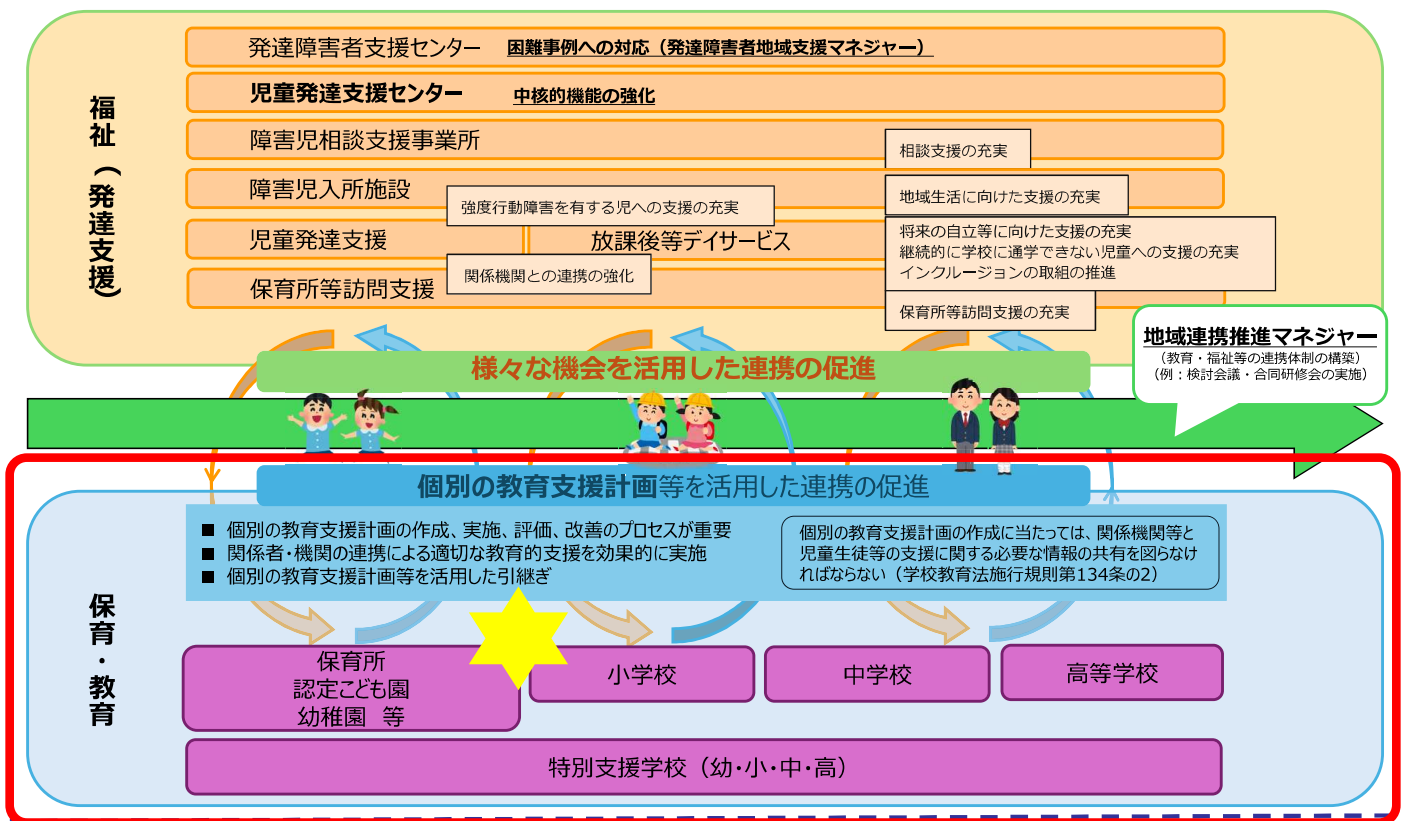
② 合理的配慮を含む支援の内容

①-1-2	学習内容の変更・調整
	・読む量を減らし、本人の負担にならない程度の量に調整する。
①-2-1	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	・単語や文節のまとまりが分かりやすいように補助線や区切り線を引かせる。
②-1	専門性のある指導体制の整備
	・通級指導教室と連携し、視覚認知能力を高める指導の充実を図る。

※（上段：青枠）必要な合理的配慮の観点等を記入、選択すること。
（下段：白枠）上段の観点等に沿って合理的配慮を含む支援の内容を個別具体的に記入すること。

個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、**全教職員が共通理解をすべき大切な情報**となる。また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

(詳細)「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」



国による情報発信
支援機関への支援など

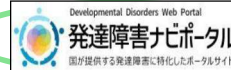
国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局秩父学園

自治体や保育所・幼稚園、放課後等デイサービス等に職員を派遣し、
発達の気になる児童の支援者に向けた支援を実施

自治体の支援体制状況の把握や好事例の横展開

教育福祉連携を推進する研修等

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター



国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

御清聴いただき ありがとうございました

文部科学省における特別支援教育情報は
こちらをご参照ください

